

**指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護
グループホーム 笑顔の郷
運営規程**

ユニット ツツジ

(事業の目的)

第1条 株式会社アルエッヂエスが開設するグループホーム笑顔の郷（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業の従事者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム笑顔の郷
- 2 所在地 千歳市北斗4丁目5番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

職種	共同生活住居 ツツジ	共同生活住居 ハナショウブ
1 管理者	1名 (常勤・兼務)	1名 (常勤・兼務)
2 計画作成担当者	1名 (常勤・兼務)	1名 (常勤・兼務)
3 介護従事者	7名 (常勤で専従6名・兼務1名)	7名 (常勤で専従6名・兼務1名)

- 1 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者は、介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の定員は、18名とする。

共同生活住居（1階） ユニット（ツツジ） 9名

共同生活住居（2階） ユニット（ハナショウブ） 9名

（指定認知症対応型共同生活介護の提供方法）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 日常生活に必要な作業（調理・買い物・洗濯・清掃等）を入居者自身の手で行うため、また、入居者がお互いに助力しあって共同生活を営むための援助。
- ② 食事、排泄、入浴、口腔衛生、理美容等の身の回りの援助。
- ③ 健康管理、服薬管理及び可能な範囲の定期受診への付き添い。
- ④ 非日常活動（教養娯楽等の日常生活に必要な作業以外の活動）の援助。
- ⑤ 日常生活相談。
- ⑥ 便利的な金品等の預かり。
- ⑦ ご家族等への情報提供。
- ⑧ 行政への手続き。（行政手続き等は、原則的にご家族に行って頂きます。但し、物理的又は特別な理由によりご家族が行えない場合には、必要に応じて代行します。）
- ⑨ その他入居者に対する便宜の提供。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割～3割とする。又、その他の費用として、家賃、食材料費、水道光熱費、共益費、入居一時金については、[重要事項説明書]のとおりとする。

- 2 次の各号に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い利用者又はその家族の同意を得た上で、別途実費を徴収する。

- ① 理美容代
- ② 排泄用品
- ③ 嗜好品代
- ④ 行事費、行事食代
- ⑤ 通院など従事者が付添う場合の経費（協力医療機関以外）
- ⑥ 行政への手続き代行にかかる経費

- 3 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又

はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールをまもり生活するよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者には事業所管理者を充てる。
- (2) 火災危険防止のため自主的点検を1日2回行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応)

第11条 緊急時の対応について

サービス提供中に容態に変化等があった場合、主治医、救急、ご家族等へ速やかに連絡を取れる体制を整える。

○事故発生時の対応

- 1・発見者はホーム長（管理者）ユニット長にあわてず連絡を取る
- 2・呼吸、バイタル確認後、救急に連絡、呼吸意識がない場合はすぐに救急に連絡。
- 3・症状の観察とともに緊急時用ファイルの準備。
- 4・御家族様に連絡、搬送先の病院、電話番号の確認。
- 5・詳細を記録に記載。
- 6・事故の正確な把握をし、概要をできるだけ迅速に、事故報告に記載する。
- 7・事故原因を調査し明確にした上で、再発防止策を出し、ご家族様に報告をする。
- 8・事故の程度、状況に応じて関係機関へ報告する。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社アールエッヂエスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 虐待防止について

事業者は、サービスの提供に当たり、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行わない。
緊急やむを得ない場合の身体拘束については、「身体拘束に関する説明書」にて同意を得たきのみ行うことが出来る。

附 則

*この規程は、平成18年3月1日から施行する。

*平成18年4月1日 変更

* 平成19年3月17日 変更

* 令和6年2月9日 変更